

証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案

現行

<p>（安定操作取引をすることができる場合） 第二十条（略）</p> <p>2 前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その他の場合 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二條第三項及び第四項、第二十三條並びに第三十條第一項において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社</p> <p>3（略）</p> <p>（公表措置）</p> <p>第三十條 法第百六十六條第四項又は第百六十七條第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等によ</p>	<p>（安定操作取引をすることができる場合） 第二十条（略）</p> <p>2 前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その他の場合 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二條第三項及び第四項並びに第二十三條において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社</p> <p>3（略）</p> <p>（公表措置）</p> <p>第三十條 法第百六十六條第四項又は第百六十七條第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等によ</p>
---	---

り多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたことは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

- 一 法第六十三條第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第六十六條第四項に規定する上場会社等に係る同條第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同條第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第六十七條第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同條第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。
- イ 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞

り多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたことは、法第六十三條第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（優先出資法第二條第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第六十六條第四項に規定する上場会社等に係る同條第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同條第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第六十七條第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同條第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

- 一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

<p>紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社</p> <p>ロ 国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社</p> <p>ハ 日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 第二条第三号の三に規定する一般放送事業者</p> <p>二 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の法第二十七条の二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと</p> <p>2 前項第一号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロ又はハに掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。</p>	<p>二 国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社</p> <p>三 日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 第二条第三号の三に規定する一般放送事業者</p> <p>2 前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。</p>
--	---